

しずおかしじちきほんじょうれい
静岡市自治基本条例

へいせい17ねん3がつ15にち
平成17年3月15日

じょうれいだい1ごう
条例第1号

かいせいへいせい28ねん3がつ18にちじょうれいだい26ごう
改正平成28年3月18日条例第26号

もくじ
目次

ぜんぶん
前文

だい1しょう そうそく だい1じょう だい3じょう
第1章 総則（第1条—第3条）

だい2しょう きほんりねん だい4じょう だい7じょう
第2章 まちづくりの基本理念（第4条—第7条）

だい3しょう しみん けんりおよ ぎむ だい8じょう だい10じょう
第3章 市民の権利及び義務（第8条—第10条）

だい4しょう しせいうんえい きほんげんそく だい11じょう だい16じょう
第4章 市政運営の基本原則（第11条—第16条）

だい5しょう しぎかい やくわりおよ せきむ だい17じょう だい18じょう
第5章 市議会の役割及び責務（第17条・第18条）

だい6しょう し しっこうきかん やくわりおよ せきむ だい19じょう だい24じょう
第6章 市の執行機関の役割及び責務（第19条—第24条）

だい7しょう じゅうみんとうひょう だい25じょう だい26じょう
第7章 住民投票（第25条・第26条）

だい8しょう しずおかししみんじちすいしんしんぎかい だい27じょう
第8章 静岡市市民自治推進審議会（第27条）

だい9しょう ざっそく だい28じょう
第9章 雑則（第28条）

ふそく
附則

しずおかし きた みなみ ゆうだい やまやま つら みなみ おだ するがわん のぞ
静岡市は、北は南アルプスの雄大な山々が連なり、南は穏やかな駿河湾に臨み、
ひがし れいほうふじ あお ゆた しぜん おんだん きこう めぐ かいてき かんきょう ゆう
東に霊峰富士を仰ぐなど、豊かな自然と温暖な気候に恵まれた快適な環境を有し
ているとともに、いまがわし とくがわし じだい せいじ けいざい ぶんかおよ こうつう ようしょ
今川氏、徳川氏の時代から政治、経済、文化及び交通の要所として
こくないがい きよてんとし やくわり にな おも れきし でんとう はってん
国内外の拠点都市という役割を担い、重みある歴史と伝統とともに発展してきました。

せんじん ひと ひと たいせつ
このまちには、先人たちが人と人とのつながりを大切にしながらはぐくんだほのぼのと
こころゆた だいとし おもむき こと とくしよく そな
した心豊かなまちという、これまでの大都市とは趣の異なる特色が備わっており、
たいせつ ざいさん う つ
また大切な財産として受け継がれています。

わたし こころ あい ほこ おも わたし
私たちは、このまちを心から愛しており、誇りにも思っています。そして私たちは、
ゆた ふうど たいせつ まも そだ こうど としきのう ゆうごう
このまちの豊かな風土を大切に守り育てつつ、高度な都市機能と融合させることによっ
て、より一層心豊かで快適に暮らせる生活環境と安心して活動できる安全な
ちいきしゃかい きず あ みらい にな こども ひ つ
地域社会を築き上げ、未来を担う子供たちへ引き継がなければなりません。

ちいき ちいき かんが ちいき じっこう ちいきしゅけん せいしん
そのためには、地域のことは、地域で考え、地域で実行するという地域主権の精神に
もと わたし みずか かんが みずか せきん もと みずか こうどう ちいき こせい
基づき、私たちが自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性

ざいさん い しみんじち おこな ひつよう
や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。

そこで、主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く自覚し、自立し、
た市民として、私たち自身で、又は私たちが信託した市議会と市の執行機関と協働
して、私たちとこのまちを共に成長させながら、世界に誇れる自立した静岡市を創造
することを誓い、ここに静岡市のまちづくりにおける最高規範として、この条例を制定
します。

だい1しょう そうそく 第1章 総則

もくてき (目的)

だい1じょう じょうれい しずおかし きほんりねんおよ しせいうんえい きほんげんそく
第1条 この条例は、静岡市のまちづくりの基本理念及び市政運営の基本原則を
あき かん しみん けんりおよ ぎむなら しぎかいおよ し
明らかにするとともに、まちづくりに関する市民の権利及び義務並びに市議会及び市の
しっこうきかん やくわりおよ せきむ さだ しみんじち じつげん
執行機関の役割及び責務を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現する
もくてき
ことを目的とする。

ていぎ (定義)

だい2じょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め
るところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を
おこな また かつどう おこな こじんまた ほうじん た だんたい
行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動
ころゆた かいてき く せいかつかんきょうおよ あんしん かつどう
することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれ自らの果たすべき役割及
きょうどう しみん しぎかいおよ し しっこうきかん みずか は やくわりおよ
び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合う
せきむ じかく じしゅせい そうご そんちょう きょうりよく あ また ほかん あ
ことをいう。

じょうれい いちづ (この条例の位置付け)

だい3じょう しみんおよ し かん すべ かつどう じょうれい さだ
第3条 市民及び市は、まちづくりに関する全ての活動において、この条例に定め
じこう さいだいげん そんちょう
る事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 市は、市の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は
し し じょうれい きそくどう せいていかいはいおよ かん けいかく さくていまた
変更に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

だい2しょう きほんりねん
第2章 まちづくりの基本理念

しみんしゅたい
(市民主体のまちづくり)

だい4じょう しゅたい しみん じしゅてき また し きょうどう しずおかし
第4条 まちづくりの主体である市民は、自主的に、又は市と協働して、静岡市の
げんざいおよ みらい せきにん お おこな
現在及び未来に責任を負うことのできるまちづくりを行うものとする。

しみん せつきょくてき さんかく すいしん つと
2 市民は、積極的にまちづくりに参画し、まちづくりの推進に努めるものとする。

じょうほう きょうゆう
(情報の共有)

だい5じょう しみんおよ し きょうどう すいしん ほゆう
第5条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、それぞれが保有する
かん じょうほう きょうゆう
まちづくりに関する情報を共有するものとする。

ひと ひと れんけい
(人と人との連携)

だい6じょう しみんおよ し ひと ひと そうご たいせつ
第6条 市民及び市は、人と人との相互のつながりを大切にするのがまちづくりにと
じゅうよう にんしき もと おこな
って重要であるとの認識の下に、まちづくりを行うものとする。

しみんおよ し かん じょうほう ひろ こくない かいがい はっしん
2 市民及び市は、まちづくりに関する情報を広く国内はもとより海外にも発信す
こうはん はんい ひとびと ちえ いけんとう せつきょくてき と い
るとともに、広範な範囲の人々の知恵、意見等を積極的に取り入れ、まちづくりを
おこな
行うものとする。

しみんおよ し せかいじゅう さまざま ひとびと ぶんか きょうぞんきょうせい あら かしら
3 市民及び市は、世界中の様々な人々や文化が共存共生し、新たな価値を生み
だ おこな
出すまちづくりを行うものとする。

ひと
(人づくり)

だい7じょう しみんおよ し しみんしゅたい すいしん しみん じりつせい
第7条 市民及び市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民の自立性をはぐ
かんきょう せつきょくてき せいび
くむ環境を積極的に整備するものとする。

だい3しょう しみん けんりおよ ぎむ
第3章 市民の権利及び義務

かん けんりおよ ぎむ
(まちづくりに関する権利及び義務)

だい8じょう しみん さんかく けつか きょうじゅ けんり ゆう
第8条 市民は、まちづくりに参画し、その結果を享受する権利を有する。

さんかく しみん じんしゅ しんじょう せいべつ ねんれいおよ しゃかいてき しんたいてき
2 まちづくりに参画する市民は、人種、信条、性別、年齢及び社会的・身体的
じょうきょうとう たが びょうどう にんしき たが じんけん そんちょう
状況等にかかわらず、互いが平等であることを認識し、互いの人権を尊重し
なければならない。

3 まちづくりに参画する市民は、公共の利益を念頭において、発言し、行動しなければならない。

4 市民は、まちづくりに要する負担を自主的に分任しなければならない。

じょうほうこうかいせいきゅうけん
(情報公開請求権)

だい9じょう しみん し けんり りねん もと べつ じょうれい さだ しせい
第9条 市民は、知る権利の理念に基づき、別に条例で定めるところにより、市政に
かん じょうほう こうかい みずか せいきゅう けんり ゆう
関する情報の公開を自ら請求する権利を有する。

しせい さんかくけん
(市政への参画権)

だい10じょう しみん しせい かん しさく りつあん じっしおよ ひょうか かくだんかい べつ
第10条 市民は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、別に
じょうれい さだ さんかく けんり ゆう
条例で定めるところにより、これらに参画する権利を有する。

2 市政に参画する市民は、総合的な視点に立って、発言し、行動しなければならない。

だい4しょう しせいうんえい きほんげんそく
第4章 市政運営の基本原則

しみん きょうどう おこな しせいうんえい
(市民と協働して行う市政運営)

だい11じょう し しせい かん しさく りつあん じっしおよ ひょうか かくだんかい しみん
第11条 市は、市政に関する施策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の
さんかく そくしん しみん きょうどう しせいうんえい おこな
参画を促進し、市民と協働して市政運営を行わなければならない。

じょうほう ていきょうおよ かいぎ こうかい
(情報の提供及び会議の公開)

だい12じょう し しせい かん じょうほう せつきょくてき しみん ていきょう
第12条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しなければならない。

2 市は、市政に関する審議会等の会議を積極的に公開しなければならない。

こじんじょうほう ほご
(個人情報保護)

だい13じょう し べつ じょうれい さだ ほゆう こじんじょうほう げんせい
第13条 市は、別に条例で定めるところにより、その保有する個人情報を厳正か
てきせい と あつか こじん けんりりえき ふとう がい
つ適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないようにしなければならない。

かくぎょうせいぶんや きほんほうしんとう さだ じょうれい せいてい
(各行政分野の基本方針等を定める条例の制定)

だい14じょう し じょうれい もくてきおよ りねん もと かくぎょうせいぶんや きほんほうしんとう
第14条 市は、この条例の目的及び理念に基づき、各行政分野の基本方針等を

さだ じょうれい せいてい つと
定める 条例の制定に努めなければならない。

そうごうけいかく さくてい
(総合計画の策定)

だい15じょう し じょうれい もくてきおよ りねん もと ぐたいか きほん
第15条 市は、この条例の目的及び理念に基づくまちづくりの具体化のため、基本
こうそう きほんけいかくおよ じっしけいかく こうせい そうごうけいかく いか そうごうけいかく
構想、基本計画及び実施計画から構成される総合計画（以下「総合計画」と
いう。）を策定しなければならない。

- 2 総合計画は、社会経済状況の変化及び新たな行政需要に対応できるよ
つね けんとう くわ
う常に検討を加えられなければならない。
- 3 各行政分野の計画は、総合計画に即して策定されなければならない。

くにおよ た ちほうこうきょうだんたい かんけい
(国及び他の地方公共団体との関係)

だい16じょう し かん くにおよ しずおかけん せいさくまた しさく
第16条 市は、まちづくりに関する国及び静岡県の政策又は施策に対して、
せっきよくてき いけん ようぼうとう の つと
積極的に意見、要望等を述べるよう努めなければならない。

- 2 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、
きょうりよく つと
協力するよう努めなければならない。

だい5しじょう しぎかい やくわりおよ せきむ
第5章 市議会の役割及び責務

しぎかい やくわりおよ せきむ
(市議会の役割及び責務)

だい17じょう しぎかい し ぎけつきかん し しっこうきかん たい かんしきかん
第17条 市議会は、市の議決機関であるとともに、市の執行機関に対する監視機関とし
せきにん にんしき きのう じゅうぶん は うんえい
て、その責任を認識し、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

- 2 市議会は、市民に開かれた議会運営を図り、市議会に対する市民の関心を高めると
しみん いけん はんえい つと
ともに、市民の意見をまちづくりに反映させるよう努めなければならない。

しぎかいぎいん やくわりおよ せきむ
(市議会議員の役割及び責務)

だい18じょう しぎかいぎいん しぎかい やくわりおよ せきむ じゅうぶん にんしき もと そうごうてき
第18条 市議会議員は、市議会の役割及び責務の十分な認識の下に、総合的な
してん た こうせい せいじつ しょくむ すいこう しみん しんたく
視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信託にこたえなければなら
ない。

- 2 市議会議員は、市民自治によるまちづくりの推進のため、政策立案能力の一層の
こうじょう つと
向上に努めなければならない。

だい6しょう し しつこうきかん やくわりおよ せきむ
第6章 市の執行機関の役割及び責務

しちょう やくわりおよ せきむ
(市長の役割及び責務)

だい19じょう しちょう し だいひょうしゃ こうせい せいじつ しせい うんえい
第19条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。

しちょう きほんりねん もと しみんじち すいしん しみん
2 市長は、まちづくりの基本理念に基づき、市民自治によるまちづくりを推進し、市民
しんたく
の信託にこたえなければならない。

しちょう しみんじち すいしんおよ しせい うんえい ひつよう ざいげん かくほ
3 市長は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な財源の確保を
はか ちいき しげん さいだいげん かつよう さいしょう けいひ さいだい こうか あ
図るとともに、地域の資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げ
ぎょうざいせいうんえい おこな
る行財政運営を行わなければならない。

しよくいん せきむ
(職員の責務)

だい20じょう しよくいん じょうれい さだ じこう じかく しみん してん た こうせい
第20条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ
せいじつ しよくむ すいこう
誠実に職務を遂行しなければならない。

しよくいん かん せんもんてき ちしき じゅうぶん はつき ほうれいとう
2 職員は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等
じゅんしゅ ほうれいとう かつよう せつきょくてき とく
を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まな
なければならない。

しよくいん しみんじち すいしんおよ しせい うんえい ひつよう のうりょく
3 職員は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の
こうじょう た つと
向上に絶えず努めなければならない。

しみんいけん ちょうしゅ
(市民意見の聴取)

だい21じょう し しつこうきかん かん じゅうよう せいさくまた しさく けつてい し
第21条 市の執行機関は、まちづくりに関する重要な政策又は施策の決定、市の
じょうれい きそくとう せいていかいはいおよ けいかく さくていまた へんこう あ べつ じょうれい
条例、規則等の制定改廃及び計画の策定又は変更に当たっては、別に条例
さだ しみん いけん き
で定めるところにより、市民から意見を聴かななければならない。

しみん ていあんとう
(市民からの提案等)

だい22じょう し しつこうきかん かん しみん ていあん いけん ようぼうとう
第22条 市の執行機関は、まちづくりに関する市民からの提案、意見、要望等をその
しさく はんえい つと
施策に反映させるよう努めなければならない。

せつめいせきにな
(説明責任)

だい23じょう し しつこうきかん しせい かん しさく りつあん じっしおよ ひょうか
第23条 市の執行機関は、市政に関する施策について、その立案、実施及び評価の

かくだんかい しみん わ せつめい
各段階において、市民に分かりやすく説明しなければならない。

- 2 市の執行機関は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかに、かつ、誠実にこたえるよう努めなければならない。

ぎょうせいひょうか
(行政評価)

だい24じょう し しつこうきかん じっし せいさく しさくおよ じむじぎょう せいか たつせいどう
第24条 市の執行機関は、その実施する政策、施策及び事務事業の成果、達成度等を
あき
明らかにするため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない。

- 2 市の執行機関は、行政評価の結果を政策、施策及び事務事業に適切に反映させなければならない。

だい7じょう じゅうみんどうひょう
第7章 住民投票

じゅうみんどうひょう じっし
(住民投票の実施)

だい25じょう しちょう しせい とく じゅうよう じこう ひろ じゅうみん そうい はあく
第25条 市長は、市政の特に重要な事項について、広く住民の総意を把握するた
じょうれい さだ
め、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の
ぜんこう じょうれい じあん おう とうひょう ふ じこう とうひょう てつぎ
手続、
とうひょうしかくようけん たじゅうみんどうひょう じっし ひつよう じこう さだ
投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとする。

じゅうみんどうひょう せいきゅうおよ しぎかい ふぎ
(住民投票の請求及び市議会への付議)

だい26じょう ほんし じゅうしよ ゆう ねんれい さいいじょう もの えいじゅうがいこくじん ふく
第26条 本市に住所を有する年齢18歳以上の者（永住外国人を含む。）は、
そうすう ぶん いじょう もの れんしよ だいひょうしゃ しちょう たい
その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して
ぜんじょう じゅうみんどうひょう じっし せいきゅう
前条の住民投票の実施を請求することができる。

- 2 市長は、前項に規定する請求があった場合は、これに意見を付し、市議会に付議するものとする。

- 3 前2項に定めるもののほか、第1項に規定する請求及び当該請求に対する
しちょう ぜんこう きてい せいきゅう ばあい いけん ふ しぎかい ふぎ
処置等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

だい8じょう しずおかししみんじちすいしんしんぎかい
第8章 静岡市市民自治推進審議会

しずおかししみんじちすいしんしんぎかい せっち
(静岡市市民自治推進審議会の設置)

だい27じょう しちょう じょうれい まも そだ てきせつ すいしん はか
第27条 市長は、この条例を守り育て、適切なまちづくりの推進を図るため、

しずおかししみんじちすいしんしんぎかい い か すいしんしんぎかい お
静岡市市民自治推進審議会（以下「推進審議会」という。）を置く。

2 推進審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を答申する。

- (1) まちづくりの推進に関する重要事項に関すること。
- (2) この条例の適切な運用に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、まちづくりの推進のため、市長が必要であると認める事項に関すること。

だい9しょう ざっそく
第9章 雑則

じょうれい みなお
(この条例の見直し)

だい28じょう しちょう じょうれい みなお あ すいしんしんぎかい しもん
第28条 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進審議会に諮問しなければならない。

ふ そく
附則

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成17年4月1日から施行する。

ふ そく へいせい ねん がつ にちじょうれいだい ごう
附則（平成28年3月18日条例第26号）

じょうれい へいせい ねん がつ にち しこう
この条例は、平成28年6月19日から施行する。